

議案第 2 1 号

朝霞市監査委員条例の一部を改正する条例

朝霞市監査委員条例（昭和 3 9 年朝霞市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 2 4 3 条の 2 の 2 第 3 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 3 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

朝霞市長 富岡 勝則